

海面漁業生産統計調査の答申案の概要

項 目	変 更 内 容 等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査対象の範囲	○調査対象とする「海面」の範囲について、告示の変更（平成 30 年 4 月 16 日農林水産省告示第 881 号）に伴い、2 湖沼（能取湖及び温根沼）を追加	・ 適当と整理 （関係告示の改正に対応し、調査対象範囲の明確化を図るもの） ◆なお、当該 2 湖沼が、内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象から、本調査の対象に移行することによる両調査のデータの継続性について、結果公表に併せた注記・情報提供等に留意 【答申案：1 頁】
(2) 報告を求める事項	①稼働量調査の廃止	・ 適当と整理 （当初想定 of 国際機関への報告実績もなく、今後も具体的な利活用が見込まれないことや、必要に応じ、行政記録情報により把握可能であることを踏まえたもの。また、報告者負担の軽減にも寄与） 【答申案：1～2 頁】
	②法人番号の把握〔海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収獲統計調査票（ともに水揚機関用・漁業経営体用）〕	・ 適当と整理 （「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえて対応するもの） 【答申案：2 頁】
(3) 報告を求め るために用い る方法	①オンライン調査の導入〔海面漁業漁獲統計調査票及び海面養殖業収獲統計調査票（ともに水揚機関用・漁業経営体用）〕	・ おおむね適当と整理 ◆ただし、報告者により分かりやすく、調査票にオンライン回答も可能である旨の表記を追加する必要性を指摘 【答申案：3 頁】
	②市町村別調査の廃止	・ やむを得ないものと整理 （地方統計組織の担当職員の減少に伴う市町村別表章の正確性の確保の困難さや、別途把握する漁港港勢調査結果（業務統計）により一定の状況把握が可能であることを踏まえ、統計調査業務の効率化等を図るもの） ◆ただし、漁港港勢調査結果の積極的な周知や、同調査結果の所管行政担当部局への早期提供の働きかけなど、利活用上の利便性の向上を図るとともに、本調査結果から可能な範囲での市町村別結果の提供等、十分な対応を図る必要性を指摘 【答申案：3 頁】
(4) 報告を求め る事項の基準 となる期間及 び調査の周期	○かつお・まぐろ類に係る調査の期間及び調査周期を「半年」から「1 年」に変更〔海面漁業漁獲統計調査票〕	・ 適当と整理 （利活用ニーズの低下や、必要な場合には行政記録情報によりある程度の状況把握が可能であることを踏まえたもの。また、報告者負担の軽減にも寄与） 【答申案：4 頁】
(5) 集計事項	①概要公表の集計事項の追加	・ 適当と整理 （政策ニーズへの対応を図るとともに、広く統計利用者のニーズにも資するもの） 【答申案：4 頁】

項 目	変 更 内 容 等	答申案の概要
	②詳細公表の集計事項の削除等	・やむを得ないものと整理 (上記(3)②のとおり、統計調査業務の効率化等を図るもの) ◆ただし、市町村別表彰の廃止については、上記(3)②の対応を図る必要性を指摘 〔答申案：4頁〕
	③行政記録情報により調査に代替する漁業種類の範囲の拡大	・適当と整理 (行政記録情報により代替可能であることを踏まえ、統計調査業務の効率化、統計精度の維持・向上及び報告者負担の軽減を図るもの) 〔答申案：4～5頁〕
(6) 調査結果の公表の期日	○概要の公表期日の変更	・適当と整理 (上記(5)①の概要公表の集計事項の追加に伴い、必要な集計作業期間を確保し、統計の正確性を確保するもの) 〔答申案：5頁〕
2 前回答申(平成18年3月)における課題への対応状況	○基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサス及びその中間年における標本調査による把握の検討	・適当と整理 (漁業経営体数について、漁業センサス及び漁業就業動向調査(一般統計調査)によりの確に把握しており、漁業の基本的事項に関する統計を継続的に整備するものであり、統計需要への的確な対応を図るもの) 〔答申案：5～6頁〕
3 未諮問基幹統計の確認審議(平成28年1月)における指摘事項への対応状況	○行政記録情報の活用等による調査の効率化及び把握漏れ・重複計上等の防止の取組等による統計精度の維持・向上	・適当と整理 (上記1(3)①及び(5)③のとおり、オンライン調査の導入及び行政記録情報を活用した漁業種類の範囲の拡充等、統計精度の維持・向上及び統計調査業務の効率化等を図るもの) 〔答申案：6頁〕
＜今後の課題＞ 〔答申案：6頁〕	1 定期的な調査計画の見直し 本調査については、前回答申から10年以上が経過しての大幅な調査計画の変更となったが、この間、今回の稼働量調査の廃止理由を始めとし、本調査を取り巻く環境やニーズが大きく変化している状況が明らかとなった。 このため、本調査を取り巻く環境や利活用ニーズの変化の把握に努め、定期的かつ適切に調査計画の見直しを行う必要がある。 2 都道府県等が把握している漁獲量等データの公表等の検討 本調査では、今回、市町村別調査の廃止に伴う漁業種類別、魚種別漁獲量及び養殖魚種別収獲量の市町村別表彰を廃止することとしているが、この市町村別表彰の廃止に当たり、農林水産省が一部の都道府県を対象に行った市町村別表彰の利活用状況に係るアンケートにおいて、当該都道府県が独自に漁獲量等に係るデータを保有している事例も明らかとなった。本調査における市町村別表彰が廃止される中、都道府県等が独自に保有するデータは、統計利用者にとって有用な情報となることが想定される。 このため、今回の市町村別表彰の廃止に伴い、都道府県や市町村が保有する漁獲量等データの所在案内や都道府県等における当該データの公表促進等、広く統計利用者の利便性に配慮した更なる取組について検討・実施する必要がある。	

第82回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年6月21日（木）9:55～12:35

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員（農林業センサス関連）】

鈴村 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者（農林業センサス関連）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：窪田課長ほか（海面漁業生産統計調査関連）

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか（農林業センサス関連）

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題

（１）海面漁業生産統計調査の変更について

（２）農林業センサスの変更について

5 概 要

- 始めに、海面漁業生産統計調査について、第80回部会において整理・報告等が求められた事項に対する調査実施者の説明を踏まえ、審議を行った。その結果、市町村別集計については、一定の利活用ニーズは認められるものの、公表の継続に必要なリソースの確保が困難となっている中、漁港港勢調査の活用を含め、可能な限り地方公共団体をサポートすることとしていることや、本調査全体の正確性を確保することを勘案し、廃止はやむを得ないものと整理された。

その後、部会長から示された海面漁業生産統計調査に係る答申の骨子（案）について審議を行った。その結果、今回の変更計画に含まれていなかったものの、漁獲量等の市町村

別集計の廃止要因となっている調査方法の変更や、統計利用者への支援等についても答申案に盛り込むこととした上で、答申案の方向性についてはおおむね了承された。

- 引き続き、農林業センサスについて、第79回部会において整理・報告等が求められた事項に対する調査実施者の説明を踏まえ、審議を行った後、審査メモのうち、「報告を求める事項」の一部について審議を行い、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

【海面漁業生産統計調査関連】

（１）前回部会で再確認・整理が必要とされた事項に係る再審議

- ・ 漁獲量等の市町村別集計の廃止は、正確な統計を効率的に作成することと利活用ニーズへの対応について、どのように折り合いを付けるかの問題である。農林水産省における調査実施体制の現状等を踏まえれば、廃止もやむを得ないのではないか。そのような中で、可能な範囲で統計利用者を支援したいとする調査実施者の姿勢は理解できる。

- ・ 代替データとして想定されている漁港港勢調査結果と本調査の市町村別統計のデータを比較すると、同じ属人のデータであるにもかかわらず、乖離が大きい市町村も見られるが、その原因は何か。また、個票データに遡れば、市町村別集計を行うことも可能なのか。

→ 結果に違いが生じる原因としては、漁港港勢調査では、漁港以外の「港湾」に水揚げされた分は計上されないこと、漁業協同組合の本所と支所の所在市町村が異なり、支所の管内に漁港がない場合には、本所に一括計上されることなど、把握方法の違いが主な要因と考えている。

また、本調査では、従来は、市町村別集計のために市町村単位に調査票を作成してもらっていたものを、原則として、本所単位で一括して作成してもらう方法に変更するため、個票レベルでも市町村別集計結果は提供できなくなる。ただし、漁業協同組合の合併が進んでいない1漁業協同組合に所属する漁業者が1市町村に所在している場合などは、市町村別集計が可能であるため、要請があれば提供して参りたい。

- ・ 整理すれば、市町村別集計を廃止するというよりも、市町村別に継続して調査することが困難となり、その調査を廃止することに伴い、変更後も漁業協同組合が1つの市町村だけを報告対象としている場合を除き、市町村別集計の提供が困難となるという理解でよいのか。

→ そのとおりである。

- ・ 漁港港勢調査の結果を、代替情報として活用するのであれば、広く統計利用者のニ

ーズに対応するために、もっと早期に、かつ、広く公表することが必要と考える。また、市町村別集計の提供が可能としている一部の集計結果は、参考表として公表するのか、あるいは、二次利用として、都道府県等からの要望に応じて特別集計するのか。

→ 漁港港勢調査の結果については、全国分を取りまとめて公表しているため、全体の公表が遅くなっているが、県内集計結果を早期に公表している県もあると聞いていることから、当該業務統計を所管する部局に、公表の早期化や調査結果へのアクセスの向上についても働きかけたいと考えている。また、市町村別集計の提供が可能な部分について、具体的な対応は、今後検討していきたいが、たぶん二次利用による対応になるのではないかと考えている。

- ・ 漁港港勢調査については、港湾に水揚げされたものは把握できないとのことであるが、そのような例はどの程度あるのか。また、公表の迅速化と調査結果へのアクセスの向上を図ることに加え、本調査の市町村別統計による結果との比較検証を行う上で必要な過去の漁港港勢調査のデータについても提供する必要があるのではないか。

→ 港湾に水揚げされているものがどの程度あるかについては、把握していない。また、漁港港勢調査に係る過去データについては、既に公表されているため、比較可能である。

- ・ 市町村別集計については、一定の利活用ニーズは認められるものの、公表の継続に必要なリソースの確保が困難となっている中、漁港港勢調査の活用を含め、可能な限り地方公共団体をサポートすることとしていることや、本調査全体の正確性を確保することを勘案し、廃止はやむを得ないものと整理する。また、特殊魚種別漁獲量の集計の廃止については、天然種苗の表章をやめても、天然種苗と人工種苗を合わせた販売量は従前どおり公表されることから、適当と整理する。

(2) 答申骨子(案)について

- ・ 市町村別集計の廃止については、単に集計表の一部を廃止するという変更ではなく、調査方法を変更することに伴う結果であることから、調査方法の変更についても答申案に盛り込む必要がある。

→ 今回の変更内容が調査計画書においても明確になるよう再整理した上で、部会長とも相談し、答申案に盛り込むこととしたい。

- ・ 市町村別集計結果に対する需要がない訳ではなく、また、一部の都道府県では、独自にデータを保有し、それを活用している旨の説明もあった。このため、研究者などの一般統計利用者が、これらのデータにアクセス出来る仕組みを講じることにしても、答申案に盛り込んでほしい。

→ 同意見であり、市町村別統計の廃止に伴う統計利用者へのサポートについて、答申案に盛り込んでほしい。

- ・ 指摘を踏まえ、市町村別調査の廃止に係る調査方法の変更に関する記述を追加するとともに、統計利用者へのサポートについても、今後の課題として追加することとしたい。

【農林業センサス関連】

（１）前回部会で再確認・整理が必要とされた事項に係る再審議

- ・ 新規就農者調査（一般統計調査）で毎年把握している新規参入者数と、農林業センサスで把握している５年前から新設・不連続となっている販売農家数との乖離の要因は何か。農林業センサスの数値には不連続の販売農家数がかなり含まれているため、新設した販売農家数は分からないのではないかと。
→ 改めて整理し、次回部会において回答したい。

（２）報告を求める事項の変更（農林業経営体調査票の変更）

ア 所有土地に関する調査事項の変更

- ・ 転作政策が大きく変わる中、田の利用状況も変化することが予測されるが、政策転換に伴う影響を検証するためには、経営している田のうち、「稲以外の作物だけを作った田」の項目を引き続き把握することが有用ではないかと。
→ 経営耕地面積のうち「稲以外の作物だけを作った田」の面積は削除し、作付け延べ面積を把握する中で小麦と大豆のみ内訳として「田で作付」した面積を新たに把握することとし、転作面積は基本的に把握しない計画であるが、改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ 経営している田・畑のうち、何もつくらなかった田・畑それぞれの面積を把握する項目については削除することとしているが、経営内部において作付をしていない農地の量は、経営分析において重要なデータであることから、引き続き把握する余地はないかと。
→ 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する項目の利活用において、二酸化炭素排出量の算出に用いる「A重油の標準使用量」については、別途行う聞き取り調査結果を基に作成としているが、当該数値により二酸化炭素排出量のデータが大きく変動する要因となり得る。このため、丁寧に把握する必要があるが、適切に把握されているのか。
→ 政策部局において、適切に把握されているものと考えている。

イ 作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更

- ・ 作付け・栽培した野菜・果樹類については、全ての調査品目名をプレプリントす

る方式から、該当品目のコード番号を記入する方法に変更するとしているが、誤記入等は生じないのか。試行調査により検証しているのか。

→ 試行調査では検証していないが、漁業センサスなど、コード番号により把握している例もあることから、特に問題なく把握可能であり、調査の効率化が図れるものと考えている。

- ・ 野菜・果樹類の品目コード（3桁）を記入する項目について、報告者にとっての分かりやすさや誤記入防止等の観点から、例えば、野菜類については、根菜類、葉菜類、茎菜類、果菜類を2桁目のコード番号で区分するなど、検討してほしい。

ウ 農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分等に係る選択肢の統合・細分化

- ・ 過去1年間の農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分のうち、これまでの50万円から500万円までの4つの階級区分を「50～500万円未満」に統合することとしているが、当該階層で農業経営体全体の4割強を占めている中、当該階層における所得・総売上上の推計・分析に資する観点から、「50～100万円未満」「100～300万円未満」「300～500万円未満」の3区分にする余地はないか。
- ・ 「5億以上」の場合に実額記入（億円単位）を求めることとしているが、大規模な経営体ほど会計処理がしっかり行われていること、また、現在の変更案における1億円以上の選択肢が1億円刻みとなっているので、個体特定化の観点からも数値を記入しているのとは実質的に差がないことから、利活用の観点も踏まえ、「1億円以上」について実額記入を求めることが適切ではないか。
- 法人経営であれば、決算書類があるため、実額記入は可能であり、「億円」単位ではなく、「千万円」単位で実額記入を求める方が統計上も有用ではないか。
- 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。

エ 有機農業に取り組んでいる品目別作付（栽培）面積を把握する調査事項の追加

- ・ 調査結果の正確性の確保等の観点から、有機農業に取り組んでいないのか、記入漏れなのかを判別できるように記入方法を工夫すべきではないか。
- 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。

オ 農業経営におけるデータの活用状況を把握するための調査事項の追加

- ・ 報告者の記入に当たっての分かりやすさの観点から、「データ」の定義及び選択肢の違いが明確になるよう、注記を工夫すべきではないか。
- ・ 現行案では、活用状況について選択肢の中から該当するもの1つを選ぶこととしているが、複数の選択肢に該当するケースもあり得るのではないか。
- 政策部局とも相談・調整の上、次回部会までに整理・検討したい。

6 今後の予定

本日の部会において、海面漁業生産統計調査については、答申案の方向性について合意が得られたことから、今後、答申（案）を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づく書面決議を行い、7月20日（金）に開催予定の第124回統計委員会において、報告することとされた。

また、農林業センサスについては、次回部会を平成30年7月19日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとし、本日の部会の結果については、7月20日（金）に開催予定の第124回統計委員会において、河井部会長から報告することとされた。

（以 上）